

令和4年10月6日(木)

代表者会議

〔午前10時7分 開会〕

○松木議長 それでは、議会運営委員会に引き続き、ただいまから代表者会議を開催いたします。

早速ですが、協議に入ります。

最初に、協議事項（1）令和4年度議会費の減額補正についてを協議いたします。

議会費のうち議員報酬については、3月に条例改正を行い、現在、令和4年4月から令和5年4月まで、議員報酬の5%を減額しておりますが、令和4年度の予算からはまだ減額しておりません。また、5月末で議員が辞職しましたので、そのことと併せて12月議会で減額補正を行いたいと考えています。詳細について、事務局から説明してもらいます。

○和泉市議会事務局総務課長 説明をさせていただきます。

資料は1枚おめくりいただきまして、2ページのほうを御覧ください。

この資料につきましては、減額の対象となっている議員報酬と期末手当の額の内訳となっておりまして、令和4年4月から令和5年4月、こちらのほうは3月末までですけれども、その5%の減額と5月末で1名の議員が辞職されましたので、その分を反映したものとなっております。

減額補正の提出時期につきましては、市当局では、例年人事院勧告による給与の改正がなされておりまして、議員の期末手当もその影響を受ける可能性を踏まえまして、12月議会で減額補正を提出することを考えております。

報酬としましては、1,320万8,000円の減額、期末手当としましては、6月と12月を合わせて953万円の減額、合わせて2,273万8,000円の減額補正とい

う計算にはなりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、12月の期末手当額に変動が生じる可能性がございます。事務処理の期限が10月中旬となっておりますので、事務局で額の確認等の作業を進めまして、事後ではございますけれども、また詳細のほうを御報告させていただければと思っております。

説明は以上でございます。

○松木議長 ただ今の説明で何か御質問などがございましたら、どなたからでも結構ですので、どうぞ。

○福井（利）議員 人事院勧告、月数がどのタイミングで出るかというところになるんですが、直前で月数を掛けて、数字が少し変わる可能性があるということですか。

○和泉市議会事務局総務課長 おっしゃるとおりでございます。

○松木議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声おこる〕

○松木議長 ないようですので、この件についてはこれで終わります。

続いて、報告事項に入ります。

報告事項1、来年度のタブレット端末更新業務について、事務局から説明してもらいます。

○和泉市議会事務局総務課長 資料のほうは、1枚おめくりいただきまして、3ページのほうになります。

この資料ですけれども、債務負担行為の上限額の算出の際、そのときには買取りの参考見積りを1社しか徴取できていない状況でございまして、その額で算出したというものでございますけれども、その後にはリースの見積りも■■■■から徴取できましたので、このタブレット端末更新に係る経費を買取りとリースと、それぞれ年度ごとに比較をいたしました

ものでございます。

左端の表が、買取りによる金額の内訳になっております。真ん中の表がリースによる金額の内訳になっておりまして、リースの額のほうで、令和5年度の予算要求を考えてございます。右端の表は、現在の年間の費用、令和4年度の費用となっております。

金額の比較をいたしますと、初年度に当たるところ、令和5年度分は買取りの場合、一番左端の表の[]で、赤字になっております。

リースの場合、真ん中の表の[]で、赤字になっておりますけれども、こちらが初年度のコストになっております。リースの見積りにつきましては、[]から聴取できましたので、それぞれの金額を比較いたしまして、予算要求としましては、高いほうの見積りの額で設定をさせていただいております。

あと納品時期につきましては、引き続き半導体不足の影響があるといえますものの、7月頃に納品ができるのではないかと業者の話もございまして、一旦旧端末を7月末まで、新端末を8月からという入替えの形で金額のほうを算出しております。

2年目以降の費用につきましては、買取りのほうで[]で、黒い赤字になっております。リースのほうで[]になっておりまして、リースのほうが高い金額になっておるんですけども、4年間使用した場合と、5年間使用した場合の経費の比較を下の段でしておりますけれども、見積りの額では、4年間使用した場合、リースのほう若干安くなっておりまして、5年間使いますと、買取りのほう安いなという形になってございます。

これは更新のタイミングを何年にするかということと関係してくるんですけども、買取りの場合を考えると、更新時期が来たときに、旧端末の処分をどのようにするかという問題がありますことと、あと、途中で故障したりした場合の補償というようなことを考えますと、リースのほうがいいのではないかなというふうに考えておりまして、タブレットの更新についてはリースで、時期は8月をめどという形で、この金額で予算要求事務を進めてまいりたいと考えてございます。

あと補足ですが、この資料については、今後契約等の事務に影響が出ると困りますので、外部のほうにはお出しにならないような形でお持ちいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○松木議長 ただ今の説明に対して、何か御質問などがありましたら、どなたからでも結構ですので、どうぞ。

○福井(利)議員 タブレットのリースか買取りかというところで、今説明がありましたように、リースやったら故障とか、壊したときの補償がという話があったんですが、ちなみに、タブレットを入れて何年ぐらいかな、今期だけで言ってもずっともっておるんですけど、故障とかで支払いが生じたことはあったんですか。

○和泉市議会事務局総務課長 前回更新したのは令和元年で、今4年目になるんですけども、特段故障という形ではお聞きはしていません。

ただあまり長く使うと、バッテリーとかの消耗とかがどうかというところでちょっと心配になるところはございます。

以上です。


○福井（利）議員 バッテリーの消耗は機種を変えたらいいんですが、リースでどれぐらい故障とか自損に対しても対応してもらえるのかというのちょっと聞いておきたいなと思うのですが、どの程度まで、落として割っても直してくれるのかとか、そこら辺はどうなっていますか。

○和泉市議会事務局総務課長 補償の内容につきましては、詳細はちょっと確認をさせていただきますけれども、故意にやったりとかいうところは多分補償外になってくると思いますので、その辺りがどういう状況かというのは個別の内容にはなってくるかと思えます。



○福井（利）議員 今は報告で、この後もちろん入札になるのかな、見比べてということだと思うので、そのときには確認をしておいていただいて、入れる際には、こういうことでは補償は出ますけど、こういうことでは出ませんよというのをちゃんとやっていただけたらなと思います。

以上です。

○松木議長 ほかにございませんか。


○徳田議員 リースのほうのここに出している分は、か何かから見積りを取って、一番高いを出しているということなんですか。

ちなみに、安全度を見込んで一番高い分でここに出してきているということなのか分かりませんが、ちなみにリースで金額が一番安い分だったら、どのぐらいなんですか。

○和泉市議会事務局総務課長 まず初年度の費用につきましては、です。4年間の合計で言いますと、.

○徳田議員 4年間ですか。


○和泉市議会事務局総務課長 4年間です。

○徳田議員 4年間で約だったからこれと大分違うんで、それだったらそこに

別に問題なければ、そこにするという理解でよろしいんですかね。

○和泉市議会事務局総務課長 費用の比較という形になりますので、はい。

○徳田議員 分かりました。5年間で見たら買取りのほうが安いですし、今、和泉課長から処分という言葉が出ましたけど、これは iPad Proの128ギガかな、だったらドスパラとかに持って行って売ったら結構な金額になるんで、それを考えたら買取りも安いということも頭の中に入れて、それも判断材料の1つにして、トータルで考えていただきたいと思えます。

○寺川市議会事務局長 今、御指摘がありましたように、今見積りが出ているのはです。安いほうが今課長が申し上げたとおりです。

4年間でもそのほうが安くなります。仮に5年間の比較にしても、そこが一番安くなる見積りです。見積り合わせをして、実際に契約する際には、一番安いところということになります。


○松木議長 ということでございます。









ほかにございませんか。

〔「なし」の声おこる〕

○松木議長 それでは、この件につきましては、そういうことで終わります。

最後に、その他でございますが、私のほうから2件御報告をさせていただきます。

まず1件は、

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○中村議員 [Redacted text block]

○青山副議長 [Redacted text block]

[Redacted text block]

○松木議長 ほかにございませんか。
○ひろせ議員 [Redacted text block]

○松木議長 ほかにございませんか。
○徳田議員 [Redacted text block]

[Redacted]

○松木議長 ほかにございませんか。

○福井（利）議員 [Redacted]

[Redacted]

○松木議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声おこる〕

○松木議長 [Redacted] については、これで終了いたします。

もう一点、私から御報告があるのですが、その前に、この後の報告に関連して、新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者に

なったときの待機期間の考え方などについて正確な認識をしていただくために、事務局から説明をしてもらいます。

○寺川市議会事務局長 それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

議長がおっしゃいましたように、この後、事例の御説明があるかと思うんですけども、その事例といいますのは、新型コロナウイルスに感染したり、あるいは濃厚接触者になった場合の待機期間などの考え方に関連するものですので、この機会に改めて、我々と皆さんの間で正確な認識を持てるように、資料により御説明をさせていただくというものです。

事例の説明と後先になるかもしれませんが、先に御説明のほうをさせていただきます。

厚労省のホームページなどから取ってきたもので、まず1ページですけれども、万一新型コロナウイルスに感染した場合の療養解除までの期間を、上段のほうで図で示されております。下のほうで、症状のある場合と無症状の場合分けをしております、皆さん御存じかと思うんですけども、若干説明をさせていただきますと、感染した場合で症状がある場合は、発症日から7日間を経過し、かつ症状が軽快、症状がよくなってから24時間、丸1日経過している場合は、8日目から療養解除を可能とするということに現在なっております。

無症状の場合は検体採取日、検査のために検体を採取した日、そこから1週間、7日間を経過した場合に、8日目に療養解除可能とするというふうに現在なっております。

加えて無症状の場合は、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日経過後、ですから6日目に療養解除を可能

とするというふうになっております。この辺は、実際症状がある場合は病院にかかられると思いますので、お医者さんの指示もあるかと思っておりますので、比較的分かりやすいかなと思っております。

次のページに、濃厚接触者になった場合の待機期間を書いております。

御家族の多い方などの場合は、濃厚接触者になるリスクも高いかと思うんですけども、まず、何日間待機しないとイケないのかということで、1行目ですが、感染者の発症日又は感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日目として5日間とするというふうになっています。通常、例えば、御家族の方でどなたかが感染された場合、すぐ感染対策を取られますので、次の日から1日目と数えて5日間待機ということになります。

家庭内での感染対策はどんなものが考えられるかというのをこのページの一番下に書いております。住居内での感染対策ということで、幾つか書いてあるんですけども、例えば1つ目、感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける。感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方にするとかいうことで、幾つか書かれております。これはまた後ほど御覧いただければと思います。こういう感染対策を取られてから5日間ということになっております。

ただ、この5日間は一定の場合に短縮することができるとなっております。それが2つ目のところですが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で、陰性を確認した場合は、社会的機能維持者であるか否かにかかわらず、3日目から解除を可能とする。2回目、2日目、3日目の検査が終わって、

そこで陰性を確認したその時点から、待機を解除するという形に今なっております。

ここで2日目、3日目と書いておりますが、要は2日目以降に2回検査をするということですので、例えば3日目、4日目ということも可能であるというふうには聞いております。

ただ、3つ目のところですが、いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や高齢者や基礎疾患を有する人、感染した場合、重症化リスクの高い方との接触やハイリスク者が多く入所・入院する施設や医療機関への不要不急の訪問とか、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとするというふうにされております。この辺の期間の考え方とかは改めて御認識いただければと思います。

ただ、これは現時点ですので、これまでも何回かこの期間が短くなったり、変わったりをしておりますので、その辺は最新の情報を御注意いただければと思います。

最後の3ページですけれども、芦屋市議会のBCP感染対策編を2年ほど前につくっていただきましたが、どういうふうになっておるかというのを改めて御説明させていただきますと、上のほうが感染した場合、下のほうが濃厚接触者になった場合ということで、上の感染した場合ですけれども、例えば(1)のすぐ下の、陽性判定検査を受けることとなった場合は、検査判明前でも、検査を受けることとなった時点で連絡するというので、連絡事項を下のほうに幾つか書いております。

2つ目に陽性が確定するなど、感染が確認された場合は、直ちに事務局に連絡するというので、なるべく早めに、あるいは感染が確認されたら直ちに連絡してくださいねとい

うことを書いております。

2ページに戻りまして、真ん中の新型コロナウイルス感染可能期間ということで、いつから感染の可能性があるのかということなんですけれども、現在コロナに発症した場合は、発症の2日前から人にうつしてしまう可能性があると言われております。ですので、例えば、検査を受けることになったという御連絡を頂いた場合、陽性者と確定はしてないわけなんですけれども、前日とかに当庁されて、立ち寄られたところがある場合は、場合によっては念のために早めに消毒をさせていただいたりとかいう対応を取っておる場合もございます。そういうことで、お聞きする事項も、立ち寄った場所がありますとか、濃厚接触者の段階でしたら、どなたとの濃厚接触ですかとかいうことでお聞きする場合があります。大抵こちらからお聞きせずとも、御自身から御連絡を頂いておるんですけれども、聞きようによっては、根掘り葉掘り聞かれるとお感じになられるかもしれないんですけれども、御協力をお願いしたいと思います。

下のほうは、濃厚接触者となる可能性がある場合ということで、書いております。

濃厚接触者の場合、家庭外の人と濃厚接触になった場合と家庭内同居している方に感染者がいて濃厚接触者になった場合、二次感染のリスクが違うと言われておりますので、そういったことでより注意をしていただければと思います。

御本人が感染されてなくても、感染者の発症日はいつですかとかいうことをお尋ねして、濃厚接触者の待機期間を聞いたりすることがあります。それで当該議員さんと、いつまで駄目ですねというような共通認識を持ったりするということをしておりますので、改めて

こういうことになっているということをお知らせさせていただきます。

この辺のことは、会期中はもとより、閉会中でも御連絡を頂いています。閉会中でも急に集まっていたりとか、何かある場合もありますので、そういうことで御協力いただければと思います。

それと、ここには書いておりませんが、欠席の御連絡なんですけれども、これまで急遽体調不良で欠席をされる場合、取りあえず欠席の御連絡をお電話とかで頂いて、後日登庁されたときに、御自身で日付を遡った欠席届を書いていただいている場合があったんですけれども、わざわざ日付を遡った書類を書いていただくのもどうなんかなということで、最近はお電話を頂いた時点で、聞き取った内容を基に事務局のほうで欠席届の処理をさせていただいて、議長に御連絡をさせていただいているという取扱いをしております。もちろん例えば事前に入院する予定があったりとか、事前に分かっている場合は、事前にお書きいただくんですけれども、急な場合はそのような対応も取らせていただいておりますので、改めてお知らせをさせていただきます。

以上でございます。

○松木議長 今、事務局から、新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触になった場合の対応について説明がありました

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○松木議長 [Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○徳田議員 [Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○松木議長 そちら辺は事務局に答えてもらい

ます。

○寺川市議会事務局長 [Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○徳田議員 [Redacted]

[Redacted text block]

○寺川市議会事務局長 [Redacted]

○ひろせ議員 [Redacted]

[Redacted text block]

○青山副議長 [Redacted]

[Redacted text block]

○ひろせ議員 [Redacted]

○松木議長 ほかにございませんか。
○徳田議員 [Redacted]

[Redacted text block]

○松木議長 [Redacted]

○徳田議員

[Redacted]

○松木議長

[Redacted]

○松木議長

[Redacted]

○松木議長

[Redacted]

以上でございます。

ほかにごありませんか。

○中村議員

[Redacted]

○青山副議長

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○青山副議長 [Redacted]

[Redacted text block]

○青山副議長 [Redacted]

○松木議長 [Redacted]

[Redacted text block]

○青山副議長 [Redacted]

○青山副議長 [Redacted]

○青山副議長 [Redacted]

○松木議長 [Redacted]

○青山副議長 [Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○青山副議長

[Redacted text block]

○松木議長 ほかにございませんか。

○福井(利)議員

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○松木議長

[Redacted text block]

○徳田議員

[Redacted text block]

○徳田議員

[Redacted text block]

○浅海議員

[Redacted text block]

○青山副議長

○松木議長 ほかにございませんか。

○徳田議員

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○福井（利）議員

[Redacted text block]

○松木議長

○青山副議長

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○中村議員

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○徳田議員

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○青山副議長

[Redacted text block]

○ひろせ議員

[Redacted text block]

○福井（利）議員

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○松木議長 ほかにございませんか。

○徳田議員

[Redacted text block]

○松木議長 ほかにございませんか。

○浅海議員

[Redacted text block]

○青山副議長

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○松木議長 [Redacted text block]

○徳田議員 [Redacted text block]

[Redacted text block]

○松木議長 [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○徳田議員 [Redacted text block]

[Redacted text block]

○青山副議長 [Redacted text block]

○青山副議長 [Redacted text block]

○福井（利）議員 [Redacted text block]

○中村議員 [Redacted text block]

○徳田議員 [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

○青山副議長 [Redacted]

○徳田議員 [Redacted]

○青山副議長 [Redacted]

[Redacted]

○青山副議長 [Redacted]

[Redacted]

○徳田議員 [Redacted]

○青山副議長 [Redacted]

○徳田議員 [Redacted]

○青山副議長 [Redacted]

○松木議長 [Redacted]

○徳田議員 [Redacted]

[Redacted]

○松木議長 [Redacted]

[午前11時8分 閉会]